



長崎最賃審発第11号  
令和6年8月16日

長崎労働局長  
倉永圭介 殿

長崎地方最低賃金審議会  
会長 深浦厚之

長崎県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月1日付け長労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

なお、中央最低賃金審議会の目安答申において、政府に対し、中小企業・小規模事業者への生産性向上支援や価格転嫁対策等の多くの要望がなされているところであるが、長崎労働局においても、可能な限り多くの県内中小企業・小規模事業者が賃上げの原資の確保につなげる取り組みを継続的に実施するよう強く要望する。

具体的には、政府が掲げる各種の助成金を受給できるよう周知徹底するとともに、特に事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金が一層活用されるよう、積極的かつ工夫を凝らした周知広報に取り組むことを、当審議会として要望する。

また、取りまとめに当たっては、労働者側委員及び使用者側委員より別紙2のとおり国に対する要望がなされていることを申し添える。

長崎県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

長崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 953円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり

【労働者側委員からの要望事項】

- (1) 最低賃金の引き上げにより、時給が上昇傾向にある結果、短時間労働者を中心として、いわゆる年収 106 万円・130 万円の壁の影響による就労調整が行われる場合があり、結果として、人手不足の解消への悪影響や、労働者の実質的な所得の向上が図られないこととなることから、社会保障制度ならびに税制度について、賃金引き上げの情勢に合わせた検討を求める。
- (2) 公契約について、国および地方公共団体は、今回の最低賃金の引き上げ額が過去最高の 55 円となった事を踏まえ、公共調達契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議するとともに、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう受注者の申出に速やかに対応すること。

【使用者側委員からの要望事項】

- (1) 近年は毎年、最低賃金が大幅に引き上げられるとともに、10 月に改定発効されていることから、パートタイム労働者等について税制上の扶養控除及び社会保険上の被扶養認定を受けるために、就労時間等の調整を行わなければならない状況が、企業等の事業活動の支障にもなっている。

2023 年 10 月から「年収の壁・支援強化パッケージ」が開始され、年収の壁を意識せずに働ける環境づくりが進められることになったが、実際に活用する従業員は限定的であり、就労時間等の調整の解消には至っていない。理由としては、制度は出来ても扶養の範囲内を継続したい、配偶者側の家族手当等を継続したい、従業員間で不公平となる、などである。

このような状況を回避するために、最低賃金の改定の発効日を 1 月 1 日で制度化することについて国において検討することを強く要望する。
- (2) B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、国が消費者に対して価格転嫁に理解を求めていく施策を展開するように強く要望する。あわせて、B to C 事業の価格転嫁率を、定期的、定量的に調査することを要望する。
- (3) 業務改善助成金を含めた各種助成金については、利用する事業所数の大幅な拡大を目的とすべく、事業者が利用し易く且つ手続きが分かり易い制度に変更することを強く要望する。